様式第１（第７条関係）　　　　　　　（表）

|  |
| --- |
| **債 権 譲 渡 承 諾 申 請 書** 　　　　　　　　年　　月　　日 　（宛先）小牧市長　 　　　 請負者 （譲渡人） 住所　　　　 　　　 氏名 ㊞債権譲渡先 （譲受人） 住所  　　 　 氏名 ㊞  譲渡人と譲受人間で締結の 　　　　年　月　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が小牧市に対して有する次の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、小牧市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を申請します。譲受人は、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。　なお、約款第４１条に規定する契約不適合責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。　また、譲渡人及び譲受人は約款に定められた中間前金払及び部分払は、小牧市による承諾以後は請求しません。記１　工事名２　路線等の名称３　工事場所４　工期　　　　　　着手　　　　　　　年　　月　　日 しゅん工　　　　　年　　月　　日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による。５　　⑴　請負代金額 金 　 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。 　　⑵　前払金額 金 　 円  　　⑶　中間前払金額及び部分払金額 金 　　　 円 ⑷　債権譲渡額 金 　 円（　　　 　年 　月 　日現在見込額）　　　　　ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。　　　　　（債権譲渡額は、(1)から(2)及び(3)の合算額を減じて得た額とする。）（注）１　㊞は、印鑑証明書と同一のものを押印すること。　　　２　この申請書は、３通作成し、提出すること。 　　　  |

（裏）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **債 権 譲 渡 承 諾 書** 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　 月　 日（譲渡人）　　　 　　　 　　 　 様（譲受人）　　　 　　　　　　 様年　　月　　日にあった申請については、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、約款第５条第１項ただし書の規定により承諾する。　なお、本承諾によって約款第４１条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。　また、譲渡人及び譲受人は約款に定められた中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。記１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。　　ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。 なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書４並びに５(1)及び(4)は変更後のものとする。２　譲渡人及び譲受人は、市の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資を実行したときは、速やかに連署にて市に融資実行報告書を提出すること。３　当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。４　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定しその他債権の帰属又は行使を害すべき行為を行わないこと。５　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、市は関与しない。６　債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、譲渡人は譲受人に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。 小牧市長 　　　　　　　　 印

|  |  |
| --- | --- |
| 確定日付印欄 | 承諾番号 |
|  |  |

 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。